

「徳島市週休2日確保工事実施要領」Q&A（R8.4）

1. 対象工事・型式の選定について

Q1 発注する全ての工事を対象とするのか。

A1 原則全ての工事が対象となります。ただし、災害時におけるインフラ公共施設の災害復旧工事や施工期間が1週間未満の小規模工事、社会的要請等により週休2日の取組みが困難な工事については、第2条により該当する工事から除くものとしします。

Q2 地域や施設の実情等により実施が困難な工事とは何ですか。

A2 以下のような場合が想定されます。

- ・ 災害復旧に伴う幹線道路等の工事により、周辺地域に多大な交通障害等をもたらし、周辺環境に多大な影響を及ぼすもの ※仮設道路等の迂回路が確保できる工事は除く
- ・ 施設利用者等の安全・衛生等の確保のため、緊急的な対策を講じなければならない工事

2. 定義について

Q1 対象期間として取り扱うことが適当でないものとして除外日となる期間とは、どのような場合が想定されるか。

A1 以下のような場合が除外日となります。

- ・ 工場製作のみを実施している期間（当該現場では作業がない期間）
- ・ 工事全体を一時中止している期間（地域住民との協議や官公庁への申請期間、設計図書等の不備による再検討期間など）
- ・ 他工事等との工程調整による不稼働期間（新築工事における基礎施工時の設備工事や橋梁上部工事における下部工事完了までの期間など）
- ・ 準備期間及び後片付け期間中の正当な理由のない現場閉所期間（正当な理由なく施工に着手しない期間や施工完了後の意図的に間延びした後片付け期間）
- ・ 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間（現場の被災による応急復旧工事期間など）

Q2 現場閉所日として扱う現場管理上必要な作業とは何か。

A2 現場管理上必要な作業として以下のような作業が想定されます。

- ・ 台風などの災害が予想される場合の予防作業や災害発生時の応急対応
- ・ コンクリート打設後の散水・保温養生
- ・ 監督員が現場管理上必要と認める作業（ポンプや発電機、重機などの保守点検）

- 警察協議に伴う交通誘導員のみの配置
- 現場見学会や地元対応協議
- 急な天候不良による現場工程調整のみの業務など

現場管理上必要な作業として以下の作業は認められません。

- 測量や丁張出し
- 工事写真の撮影や出来形測量
- 書類作成等の事務作業

Q3 年末年始6日間、夏季休暇3日間とは、いつを想定していますか。

A3 年末年始休暇は12月29日から1月3日、夏季休暇は8月13日から15日を想定していますが、受注会社の休業日と合わせて変更しても問題ありません。

Q4 他現場を兼務する現場代理人や主任（監理）技術者が、当該現場以外で作業を実施した場合の週休2日の達成確認はどのようにになりますか。

A4 当該現場における現場閉所率の判断となります。よって兼務する他の現場や所属会社で仕事することを拘束するものではありません。ただし、規定はしていませんが、本実施要領の趣旨をご理解いただき、週休2日を確保できるように努めて下さい。

Q5 天候不良により現場作業を午後から中止した場合は、0.5日の閉所日とならないのか。

A5 原則として1日単位での実施を確認するものであり、1日の作業日として取り扱います。

Q6 夜間工事における作業日の考え方はどうなりますか。

A6 着手した日を作業日として下さい。例えば1日PM10:00~2日AM6:00までの工事の場合は、1日が作業日となります。

Q7 発注者側の都合で閉所予定日に工事を実施した場合は、どのように取り扱えばよいか。

A7 月間現場閉所計画書より現場閉所日としていたにも関わらず、発注者の都合で現場作業を余儀なくされた場合は、対象期間には含まない（除外日とする）ものとします。（代替休日の確保は受注者の判断により拘束されるものではありません。）

Q8 建築工事の学校改修工事において、教育委員会や施設管理者からの要望により、騒音・振動が発生する工種について、通常の期間に実施出来ず、夏休み等の長期休暇期間に集中して現場作業を行うよう要請があった場合など、月単位の週休2日の取得が現実的に困難となる場合はどうすればよいのでしょうか。

A8 建築工事において、施設の要望等により一定期間に集中して現場作業を行う必要が生じた場合は、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間として扱うことができますので監督員と協議をして下さい。

Q9 施工箇所が点在する工事について、各施工箇所ごとに週休2日を判断するのか、それとも1工事として判断するのか。

A9 施工箇所が点在していても週休2日については、工事全体として1工事単位で判断することになります。

Q10 建築工事、電気設備工事、機械設備工事等の分離発注工事がある場合、閉所日のカウントは各工事ごとと考えてよいか。

A10 分離発注工事がある場合、閉所する受注者と閉所しない受注者があると、現場として閉所にはなりませんが、閉所日のカウントは各工事ごとに扱ってください。

Q11 工事着手が月半ば又は工事完了月が1月に満たない期間の場合、月単位の確認期間はどのようになりますか。

A11 あくまで「月間現場閉所報告書（様式3）」により月毎の週休2日達成状況を確認してください。ただし、当該期間における全ての土・日曜日の合計日数以上を閉所日としたにも関わらず、閉所率が28.5%に満たない場合においては、4週8休の水準に達したものと判断します。

※上記期間において1週間（7日間）に満たない場合は、その月について月単位の確認対象外とします。ただし、通期の週休2日達成確認においては、その日数も含まれます。

Q12 週休2日確保工事の対象外として発注された工事について、受注者の希望により対象工事に変更が認められるか。

A12 週休2日対象外工事とは、工事内容や現場状況、社会的要請等により週休2日の実施が困難な工事として発注されるものであり、工事着手までに実施を困難とさせる要因に変更が生じ実施が可能なものになった場合や受注者の施工方法や管理体制の提案により週休2日の実施が可能と認められる場合は、監督員との協議により対象工事に変更が可能です。なお、工事着手以降は変更が認められません。

3. 実施内容について

Q1 現場閉所の状況についてどのように確認をすればよいか。

A1 毎月5日までに、月間現場閉所（計画・報告）書の提出し、監督員に確認を受けて下さい。また、閉所状況を証明する資料として作業日報やKY 活動記録、工事写真のデジタルデータを求められた場合は、速やかに提示又は提出して下さい。

Q2 月間閉所（計画・報告）書の提出は、着工前もしくは1月ごとですか。

A2 基本的には、月末に翌月の月間現場閉所（計画・報告）書を1月ごとに提出することになります。ただし、初回提出時にまとめて提出していただいても問題はありませんが、修正が生じた場合は、速やかに変更分の提出をお願いします。

Q3 様式2 週休2日確保工事履行報告書は、いつ提出すればよいのですか。

A3 工事履行報告書の提出はしゅん工届提出時でかまいません。ただし、工期最終月の月間現場閉所（計画・報告）書を基に最終設計金額変更への補正対応を行うため、監督員との週休2日達成状況確認は適正に実施して下さい。

Q4 週休2日の達成とはどのような状態をいうのか。

A4 完全週休2日（土日）とは、当該工事において対象期間の全ての週（月曜日から日曜日）で現場閉所を土曜日と日曜日に設定したうえで、1週間に2日以上現場閉所を確保したと認められる状態を言います。なお、対象期間が極めて短い小規模工事等においては、監督員との協議により1週間の単位を変更できるものとする。

月単位の週休2日とは、当該工事において対象期間の全ての月で4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）を達成した状態を言います。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月については、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合は、4週8休（28.5%）水準に達したものとみなします。

Q5 完全週休2日（土日）の確認について、1週間（7日間）に満たない期間についてはどのように確認すればよいのか。

A5 完全週休2日（土日）の確認対象である全ての週には、対象期間の始期日を含む週に月曜日を含まない週、終期日を含む週に日曜日を含まない週及び対象期間の間に対象外工事期間（工場製作期間や一時中止期間等）があることで月曜日から日曜日の7日間が含まれない週は対象外とします。

Q6 月単位の現場閉所率が確保できない月が発生した場合、その後、月単位の報告書提出はしなくても良いか。

A6 月単位の現場閉所率の確保は、令和6年4月から適用された時間外労働の上限規制に的確に対応するとともに、将来にわたって担い手を確保していくための働き方改革として重要な取組と位置付けられるものであり、その趣旨に沿って工事完了まで報告するものとして下さい。

また、この報告書により当該受注者が、日々の工事工程管理が計画的に実施されているかを確認し、工事成績評定の工程管理項目評価の参考としています。なお、受注者の責により通期の週休2日確保達成が出来ていない場合は、内容に応じて「7. 法令遵守等」の「8. その他」の項目において、1点減点されます。

Q7 「原則として、土曜日・日曜日を現場閉所日とする。」とありますが、地域や施設等の実情により、土日に作業をしなければならない場合は、平日2日を閉所日としてもよいのか。

A7 問題ありません。ただし、事前に監督職員にその旨を報告するようにして下さい。

Q8 繰越を前提とした工事（議会承認を得たのち工期最終日が決定する工事）について、週休2日確保に向けての計画書はどのように作成すればよいのか。

A8 繰越を前提とした工事については、契約後、担当監督員と協議したのちに、当初想定されている履行期間にて月間閉所（計画・~~報告~~）書の作成をして下さい。

Q9 当該現場において自然災害等による緊急作業が発生した場合、その日は作業日として扱われるのか。

A9 災害対応等の緊急作業については、受注者の責によるものではないため、これに要した日数は対象期間から除くことを基本とします。なお、現場閉所日を予定していた日に緊急作業を行った場合については、実施要領第7条第8項に基づき、受発注者間で協議の上、現場閉所日（休日）として扱うこともできます。

4. 経費の負担について

Q1 週休2日確保工事（受注者希望型）において、4週8休の達成が出来ない場合、4週7休、4週6休での補正対応はなくなったのか。また、通期の週休2日（4週8休）達成における補正対応はどのようになっているのか。

A1 令和7年4月以降の契約工事においては、4週7休、4週6休の補正対応は廃止されました。（国や県の対応に準ずるものとします。）

また、令和8年4月以降の契約工事においては、通期の週休2日達成における補正対応はなくなりました。

Q2 土木工事では、週休2日を確保した場合、共通仮設費及び現場管理費についても補正を行うものとしているが、これらの経費について営繕工事では補正を行わないのはなぜか。

A2 営繕工事の場合は、共通仮設費及び現場管理費については、共通費積算基準に基づき工期に応じて算出することになっていることから、これらの経費については週休2日を前提とした工期で設定するための補正は必要ありません。

Q3 工事に係わる測量や調査、設計など、外注が想定される業務の労務単価についても補正対象なのか。

A3 公共工事設計労務単価（51 職種）及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工以外の労務単価は補正の対象とはなりません。

【参考：公共工事設計労務単価（51 職種）】

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
1	特殊作業員	14	運転手（特殊）	27	普通船員	40	タイル工
2	普通作業員	15	運転手（一般）	28	潜水土	41	サッシ工
3	軽作業員	16	潜かん工	29	潜水連絡員	42	屋根ふき工
4	造園工	17	潜かん世話役	30	潜水送気員	43	内装工
5	法面工	18	さく岩工	31	山林砂防工	44	ガラス工
6	とび工	19	トンネル特殊工	32	軌道工	45	建具工
7	石工	20	トンネル作業員	33	型枠工	46	ダクト工
8	ブロック工	21	トンネル世話役	34	大工	47	保温工
9	電工	22	橋りょう特殊工	35	左官	48	建築ブロック工
10	鉄筋工	23	橋りょう塗装工	36	配管工	49	設備機械工
11	鉄骨工	24	橋りょう世話役	37	はつり工	50	交通誘導警備員 A
12	塗装工	25	土木一般世話役	38	防水工	51	交通誘導警備員 B
13	溶接工	26	高級船員	39	板金工		

Q4 見積単価は補正係数による補正の対象になるのか。

A4 営繕工事に関して、見積単価は補正の対象とはなりません。つまり、発注者側積算で専門工事業者等から徴収する見積価格（工事現場での労務を含む価格）を参考として設計単価を設定する場合には、公共建築工事標準仕様書の施工条件（土日祝、年末年始休工）を前提とした価格を参考としているためです。

なお、土木工事の労務費を含む見積りについては、通常、土木工事標準積算基準書に基づきされていることから補正の対象となります。

Q5 週休2日確保工事（発注者指定型）の補正はどのように計上されているのか。

A5 月単位の週休2日補正係数については、当初設計金額に含まれており、完全週休2日（土日）の補正係数については、監督員がその達成を確認した場合に設計変更にて対応するものとなります。

なお、月単位の週休2日が達成できないことが見込まれる場合、または、

監督員が現場閉所の確認が出来ない場合は、月単位の週休2日補正係数を除いた設計変更を行うこととなります。

5. 工事成績評価について

Q1 要領第10条の工事成績評価はどのように評価されるのですか。

A1 現場閉所による「月単位の週休2日」及び「完全週休2日（土日）」を達成した場合、考査項目別運用表の工程管理、創意工夫の項目で評価するものとする。

Q2 発注者指定型及び受注者希望型において受注者が週休2日に取組む意思表示をした工事について、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られない場合とはどのような場合ですか。

A2 受注者が、週休2日達成に向けて月間現場閉所（計画・報告）書による工程管理や監督員との協議がされていない場合等が考えられます。その場合は、工事成績表の考査項目別運用表の工程管理における項目で「文書による改善指示」にチェックが入り成績評価に反映されます。また、受注者の責により「通期」の週休2日が達成出来なかった場合は、内容に応じて法令遵守等における項目で減点するものとする。

6. 留意事項について

Q1 週休2日を確保した結果、工期内完了が出来なかった場合、これを理由に工期延伸は認められますか。

A1 当該工事の契約工期は週休2日を前提として設定されています。よって、週休2日確保を理由に工期延伸は認められません。ただし、次に示すような場合は、必要に応じて工期延伸について、監督員と協議してください。

- ・ 受発注者間で協議をした工事工程の条件に変更が生じた場合
- ・ 著しい悪天候等により作業不稼働日が通年より多く発生した場合
- ・ 受注者の責によらない工事の一時中止により全体工程に影響が生じた場合
- ・ その他、特別な事情により全体工程に影響が生じた場合